

# 市有地屋外広告物 公募貸付要領

岡崎市財務部行政経営課

## 目 次

市有地公募貸付スケジュール	1
I 公募参加資格について	2
II 貸付物件について	2
1 募集方法	
2 貸付物件	
3 貸付期間	
4 貸付料	
5 貸付条件	
III 公募参加の方法	4
1 公募参加申込書兼誓約書および見積書の提出方法	
IV 見積書の無効	6
V 落札候補者の決定	6
VI 審査書類の提出	7
VI 契約の締結等	7
1 契約の締結	
2 屋外広告物の掲出	
3 貸付料の納付	
参考法令等	9
記載例等	15
物件概要等	25
必要書類チェックシート	

# 市有地公募貸付スケジュール

**見積書・公募  
貸付参加申込  
書兼誓約書の提出**



**落札候補者  
決定・通知**



**審査書類提出**



**落札者の決定・通知**



**契 約**

**掲出内容の審査・承認**

**貸 付 期 間**

提出期間（最終日は午後5時15分必着）

令和7年1月6日（月）から

令和7年1月17日（金）まで※土・日・祝日を除く

時間：午前8時30分から午後5時15分まで

場所：東庁舎5階 行政経営課

※行政経営課まで郵送又は持参

行政経営課（東庁舎5階）・市政情報コーナー（西庁舎1階）で要領配布

令和7年1月17日（金）

行政経営課にて開札し、落札候補者を決定します。

落札候補者のみ市からお知らせします。審査書類の提出を依頼します。

令和7年1月28日（火）までに、7ページ「VI 審査書類の提出」に掲載された書類を提出していただきます。

審査の結果、合格となりましたら落札候補者を落札者として決定します。

結果は後日ホームページにて公表いたします。

令和7年2月28日（金）までに契約を締結していただきます。

掲出する広告内容等の審査及び岡崎市屋外広告物条例による手続きを行っていただきます。

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

岡崎市では、財産の有効な利活用及び市の財源確保の一環として、市有地を屋外広告物の設置用地として公募により貸付けします。公募参加希望者はこの要領、並びに現場を熟知のうえ参加してください。なお、この要領に定めのない事項は全て地方自治法、地方自治法施行令、岡崎市予算決算及び会計規則、岡崎市契約規則、岡崎市公有財産管理規則、屋外広告物法、岡崎市屋外広告物条例、岡崎市屋外広告物条例規則、岡崎市広告掲載要綱、岡崎市広告掲載基準、その他関係法令の定めるところによって処理します。

## I 公募参加資格について

参加できるのは、岡崎市屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録をしてある法人に限ります。ただし、次の事項に該当する法人は参加できません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けている者
- (3) 次の岡崎市税の滞納のある者  
「法人市民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」

## II 貸付物件について

### 1 募集方法

募集物件に対し、市が設定する予定価格以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。

### 2 貸付物件（以下、物件という。）

物件番号	所在	現況地目
1	岡崎市鴨田町字荒子6番1外2筆の内	雑種地

- (1) 屋外の物件です。物件の詳細は、物件概要のとおりです。（P25 参照）
- (2) 現地説明は行いませんので、各自で必ず現地確認してください。ただし、現地に駐車場はありませんので、御注意ください。
- (3) 物件は、現状有姿（ありのままのかたち）での貸付けとなります。工作物（ブロック塀、フェンス、排水施設、舗装等）がある場合でも、それらを含むものとし、越境物や占有物などがある場合も現状有姿のままでの貸付になります。なお、現在、貸付物件上に屋外広告物が設置されていますが、令和7年3月31日までの貸付期間に係るものであり、当該設置物は現借受者の所有物のため、貸付物件の条件には含みません。
- (4) 貸付地の貸付範囲は、屋外広告物の占用部分とします。なお、屋外広告物の占用部分以外の余剰地は、落札者との契約締結後、駐車場等他の用途に利用をする場合があります。

### 3 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までです。

貸付けに係る準備期間及び期間満了にともなう原状回復期間も貸付期間に含みます。

### 4 貸付料

表示面積1㎡あたりの単価を2,400円以上とし、表示面積を乗じた価格を年額とします。

例：10㎡表示する屋外広告物を設置する場合は年額24,000円以上が必要です。

## 5 貸付条件

### (1) 使用用途

屋外広告物法第2条第1項に定める屋外広告物（P10参照）の設置用地とします。

### (2) 屋外広告物について

ア 物件の掲出可能範囲内であれば、原則どの位置に何基設置しても構いません。ただし、屋外広告物の規格等によっては、掲出可能範囲内であっても、規格及び設置位置の改善を求めることがあります。

イ 屋外広告物の表示面積は1㎡以上としてください。

ウ 屋外広告物へ蛍光又は反射する塗料を使用してはいけません。

エ 屋外広告物は不燃材料等で覆ってください。

オ 広告板面等へ電気照明等を設置する場合は事前に市の承認を受けてください。

カ 広告主、広告の内容等については「岡崎市広告掲載要綱（P11参照）」及び「岡崎市広告掲載基準（P12参照）」を遵守してください。

キ 広告を掲出するにあたっては、良好な景観の形成に資するよう最大限努めてください。

ク 設置しようとする屋外広告物が法令等に違反しないか確認をしてください。

### (3) 屋外広告物の掲出手続きについて

新たに屋外広告物を掲出又は掲出内容を変更するときは、屋外広告物の板面ごとに次に定める手続きを行ってください。

ア 広告掲出に当たって、岡崎市屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可を受けてください。なお、申請にかかる費用は借受人の負担とします。

イ 市有地屋外広告物掲出書（落札者の方へ様式をお渡しします。）により掲出内容、設置位置及び看板の仕様等がわかるものを市へ提出し、承認を得てください。「岡崎市広告掲載要綱（P11参照）」及び「岡崎市広告掲載基準（P12参照）」により掲出内容に基づき審査します。審査の結果、掲出内容、設置位置及び看板の仕様等について改善を求めることがあります。

### (4) 使用上の注意

ア 借受人は、貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うことはできません。ただし、屋外広告物の掲出に係りやむを得ない理由がある場合は、市の承認を受ける必要があります。

イ 借受人は、物件上に建築物及び屋外広告物以外の工作物を建設する等物件の原状を変更することはできません。ただし、やむを得ない理由により原状の変更（軽微な変更を除く）をしようとする場合は、事前に原状変更しようとする理由及び当該原状変更等の計画を書面により申請し、市の承認を受ける必要があります。

### (5) 借受人の義務

ア 貸付期間中は借受人が物件の管理責任を負うものとし、その維持管理に必要な費用は借受人の負担とします。

イ 借受人は、善良なる管理者の注意をもって貸付財産を維持保全、火災予防等に努めてください。

ウ 借受人は、市が貸付対象財産の管理上必要な事項を借受人に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

エ 借受人は、貸付対象財産の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分配慮してください。

オ 借受人は、物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、市が借受人に代わって賠償の責めを果たした場合には、借受人にその費用を求償します。

- カ 屋外広告物がき損又は破損した場合は、速やかに修繕してください。
- キ 広告内容に関する問合せ及び苦情が寄せられた場合は、速やかに対応してください。

(6) 実施調査

市は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、借受人に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めます。この場合、借受人はこれに応じなければなりません。

- ア 定められた納期限までに貸付料の納付がないとき。
- イ 借受人が(1)又は(4)記載の事項に違反、あるいは(5)記載の義務を果たさない場合。
- ウ その他、市が必要と認めるとき。

(7) 貸付料の納入

- ア 貸付料は年額一括払いとする。
- イ 借受人の責めに帰する理由により本契約を解除する場合において、既に納入されている貸付料の還付は行いません。

(8) 違約金

借受人が(1)又は(4)記載の事項に違反、あるいは(5)記載の義務を果たさない場合には年額貸付料の10パーセントに相当する額の違約金を請求します。

(9) 契約の解除及び解約

次の各号に該当するときは、契約を解除することがあります。また、この場合、市又は第三者に損害を与えたときは、全て借受人の責任でその損害を賠償しなければなりません。

- ア 借受人が(1)又は(4)記載の事項に違反、あるいは(5)記載の義務を果たさない場合。
- イ 誓約書で誓約した内容と相違する事実が判明した場合。

借受人は貸付期間にかかわらず、この契約を解約する旨を、物件返還希望日の3か月前までに、所定の返還届を市に通知することにより、この契約を解約することができます。

※契約期間中に、中途解約を行った場合、当該事業者は、直近に行われる当該物件の公募には参加できません。ただし、市が中途解約にやむを得ない理由等があると認める場合は、この限りではありません。

(10) 貸付期間終了時の条件等

- ア 借受人は貸付期間が満了したとき、又は(9)により契約を解除又は解約された場合は、直ちに自己の負担で物件を原状に回復して市に返還しなければなりません。
- イ この場合、借受人は市に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることができません。

### Ⅲ 公募参加の方法

#### 1 公募参加申込書兼誓約書および見積書の提出方法

(1) 受付期間及び受付場所

公募参加申込書兼誓約書および見積書の提出は持参又は郵送で次の期間及び場所で受付けます。郵送で提出される場合は、必ず簡易書留郵便を御利用ください。

**【受付期間】** 令和7年1月6日(月)から令和7年1月17日(金)まで  
※午前8時30分から午後5時15分までの間、受付けます。  
**【受付場所】** 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地  
岡崎市役所 行政経営課 財産管理係

(留意事項)

- ア 土・日及び祝日は受付けしません。また最終日は午後5時15分必着です。

- イ 郵送による場合は、必ず簡易書留郵便を御利用ください。
- ウ 受付期間を過ぎると無効となりますので、特に郵送の場合は十分余裕をもってください。
- エ 公募貸付参加申込書兼誓約書および見積書の提出は、本人以外による持参でも不備等がなく要件を満たしていれば受け付けます。

(2) 提出書類

提出書類は、市所定の様式を使用してください。様式は、市ホームページからもダウンロード可能です。(市所定の様式以外のものは無効となります。)

HPはこちらから⇒



	必要書類
ア	公募貸付参加申込書兼誓約書 【記載例 P16】
イ	見積書 【記載例 P21】
ウ	委任状 【記載例 P20】 及び委任者の印鑑登録証明書 (公募参加者以外の方が公募参加者の依頼により、公募参加者に代わって見積書を持参する場合は、代理をたてる必要がなく、委任状は必要ありません。)

- ・落札候補者は「1㎡あたりの単価」ではなく、総額が最高の方とします。
- ・実際に設置する屋外広告物の表示面積は、見積書記載面積より下回ることは可能ですが、上回ることはできません。

(3) 見積書の作成方法

封筒に入れ封かんし、表面に物件番号を記入し、裏面に公募貸付参加者の所在地及び名称を記入してください。封筒は市所定の様式がありますが、市販のもの（長形3号 120×235mm）でも代用可能です。その場合も次の記載例のとおり記入してください。

封筒には見積書のみを入れてください。

いったん提出された見積書は、理由の如何にかかわらず、取り消すことや記載内容を変更することはできません。

[記載例]

(表)

<p>見 積 書 在 中</p> <p>物件番号 ○○</p>
---------------------------------

(裏)

参加者所在地
名称 及び代表者氏名（代理人氏名）

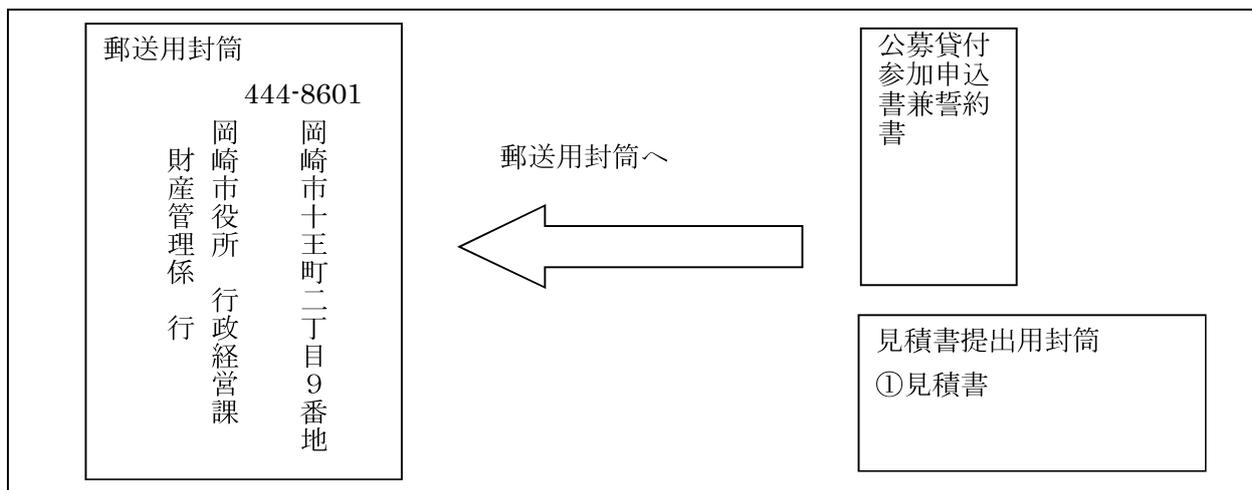
(4) 提出方法

ア 持参する場合

提出書類を行政経営課（東庁舎5階）まで持参してください。

イ 郵送する場合

郵送用封筒（様式に指定なし）に公募貸付参加申込書兼誓約書および見積書提出用封筒を入れ封かんし、次のとおり記載し提出してください。（郵送で提出される場合は、必ず簡易書留郵便を使用してください。）



※ 委任状を提出される方は、公募貸付参加申込書兼誓約書及び見積提出用封筒に加えて、委任状及び委任者の印鑑登録証明書を郵送用封筒に同封してください。

#### IV 見積書の無効

次の各号に該当する者の提出した見積りは無効となります。

- 1 公募参加者の資格を有しない者の提出した見積り
- 2 所定の日時までに所定の場所に到達しない見積り
- 3 同一事項の見積りに対し、2以上の意思表示をした見積り
- 4 署名または記名押印のない見積り、もしくは担当者名、連絡先の記載がない見積り
- 5 見積書の記載事項が確認できない見積り
- 6 公募貸付参加申込書兼誓約書の内容に虚偽が判明した場合の見積り
- 7 見積りに際して談合等による不正があった見積り
- 8 屋外広告物の表示面積1㎡あたり、年額2,400円を下回る金額の見積り
- 9 その他、本要綱及び関係法令等に違反した見積り

#### V 落札候補者の決定

令和7年1月17日(金)に行政経営課で開札します。予定価格以上の見積書記載金額のうち、最高額の方を落札候補者とします(「1㎡あたりの金額」ではなく、総額で判断します。)。ただし、落札候補者が審査に合格しなかった場合や、合格しても設置の意思を示さなかった場合は、次に高い価格で申し込まれた方を落札候補者とします。なお、同価格の方が2名以上いる場合はくじ引きで決定します。

落札候補者を決定次第、市から該当の方にお知らせします。審査書類を提出する準備をお願いします。

審査結果後、落札者が決定しましたら市ホームページにて公表します。申込みの無かった物件は原則、先着順による随意契約とします。

## VI 審査書類の提出

### (1) 受付期間及び受付場所

<b>【受付期間】</b> 令和7年1月20日(月)から令和7年1月28日(火)まで ※午前8時30分から午後5時15分までの間、受付けます。 <b>【受付場所】</b> 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市役所 東庁舎5階 行政経営課 財産管理係
---

#### (留意事項)

- ア 郵送での提出も可能です。(郵送の場合は簡易書留郵便を利用してください。)
- イ 受付期間を過ぎると無効となりますので、特に郵送の場合は十分余裕をもってください。
- ウ 審査提出書類は、本人以外による持参でも不備等がなく要件を満たしていれば受け付けます。
- エ 審査提出書類はお返ししません。
- オ 市と岡崎警察署との間で締結した「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、岡崎警察署へ照会させていただきます。

### (2) 提出書類

	必要書類	備考
ア	法人の現在事項全部証明書	法務局で申請
イ	役員名簿 【記載例 P19】	現在事項全部証明書に記載の役員を全て記載
ウ	市税等納税証明書 【記載例 P17】  ※岡崎市内に事業所を有しない場合は、「岡崎市に納税義務がないことの申出書」を提出 【記載例 P18】	岡崎市役所東庁舎3階納税課で「滞納のない証明」と申請。

※証明書は発行日から3か月以内のものに限る。

## VII 契約の締結等

### 1 契約の締結

審査結果後、落札者が決定しましたら決定通知を送付します。

貸付契約の締結は、令和7年2月28日(金)までに行っていただきます。なお、契約は原則として岡崎市役所において行います。詳しくは、落札者に直接御連絡します。

貸付契約書は2通作成し、お互いに1通ずつ保有します。なお、落札者以外の名義で契約することはできません。

### 2 屋外広告物の掲出

広告掲出に当たって、岡崎市屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可を受け、許可証の写しを行政経営課へ提出してください。なお、申請にかかる費用は借受人の負担とします。

市有地屋外広告物掲出書(落札者の方へ様式をお渡しします。)により掲出内容、設置位置及び看板の使用等がわかるものを行政経営課へ提出し、承認を得てください。また、屋外広告物の表示面積は、見積書記載面積より下回ることは可能ですが、上回ることはできません。

なお、屋外広告物の設置および撤去の期間以外は、市が余剰地を他の用途に使用する場合があります。

### 3 貸付料の納付

毎年度4月に市が発行する納入通知書により、指定の期日までに1年分の貸付料を納付していただきます。貸付料が納期限までに納付されない場合には、契約を解除します。

## 参 考 法 令 等

屋外広告物法（抄）	.....	10
岡崎市広告掲載要綱（抄）	.....	11
岡崎市広告掲載基準	.....	12

## 屋外広告物法（抄）

（定義）

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

## 岡崎市広告掲載要綱（抄）

（広告の範囲）

第3条 広告媒体に掲載する広告は、当該広告媒体が市の所有物であることから、その掲載内容につき、法令を遵守し、品位を損なわない、社会的信用度が高いものに限るものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱すもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動に係るもの
- (4) 宗教活動に係るもの
- (5) 意見広告に係るもの
- (6) 個人の宣伝に係るもの
- (7) 良好な景観の形成若しくは風致の維持に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に掲載する広告に関する基準は、別に定める。

## 岡崎市広告掲載基準

平成 19 年 4 月 12 日制定

平成 24 年 8 月 1 日改正

令和元年 10 月 1 日改正

第 1 条 この基準は、岡崎市広告掲載要綱(平成 19 年 4 月 12 日施行)第 3 条第 3 項に基づき、広告媒体への広告掲載に関し必要な事項を定める。

第 2 条 次に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令、条例、規則、通達等に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (2) 暴力、とばく、麻薬、覚せい剤その他の薬物の乱用、売春等の行為を肯定し、又は美化したものの
- (3) 醜悪、残虐若しくは猟奇的なものであって、不快感を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 著しく性的感情を刺激するもの
- (5) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (6) 風紀を乱し、又は犯罪を誘発するおそれがあるもの
- (7) 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な内容を含むもの
- (8) 他の者をひぼうし、若しくは中傷するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 他の者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害し、信用を害し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 他の者の氏名、名称、写真、談話、著作物、商標等を無断で使用しているもの
- (11) 統計、文献、専門用語等を出典を明示しないで引用することにより、当該広告に係る商品若しくは役務（以下「商品等」という。）が実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの
- (12) 取引に関する条件等について、明示すべき事項を明示しないことにより、実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの
- (13) 誇大な表現を含むもの
- (14) 不当な保証、資格、賞等を使用して広告の内容に係るものに権威を与えようとしているもの
- (15) 投資信託等に係るものであって、元本等が保証されているように表現しているもの若しくはそのように誤認させるもの又はそのおそれがあるもの
- (16) 他人名義で行っているもの
- (17) 広告主の氏名又は名称、所在地、連絡先等当該広告にかかる責任の所在を明確にするための事項が明示されていないもの
- (18) 広告であることが不明確であるもの
- (19) 代理店の募集、会員の募集、副業、内職等に係るものであって、その目的、内容等が不明確であるもの
- (20) 通信販売に係るものであって、連絡先並びに当該広告に係る商品等の名称、内容、価格、数量、送料、引渡し及び支払い方法、返品条件等が不明確であるもの
- (21) 通信教育、講習会若しくは塾に係るもの又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校に類似する名称を用いたものであって、その実態、内容等が不明確であるもの
- (22) 外国に本校又は本部のある学校の日本校であって、学校教育法に規定する学校でないにもかかわらずその旨の表示がされているものに係るもの
- (23) 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある商品等を比較の対象となる商品等として明示し、若しくは暗示し、当該商品等の内容若しくは取引に係る条件に関して客観的に測定し、

若しくは評価することによって比較をするもの（二重価格を表示するもの及び第三者が推奨し、又は保証する旨の記述があるものを含む。）又はこれに類似するもの

- (24) 市が、広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証しているかのようなもの
- (25) 市の品位を損なうようなもの
- (26) 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- (27) 郵便私書箱、転送サービス等に関するもの
- (28) 著しく投機又は射幸心をあおるもの
- (29) 債権の取立て、示談の交渉等に関するもの
- (30) 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、市民を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
- (31) 占いに関するもの
- (32) 通貨及び郵便切手を複写して使用しているもの
- (33) 国際関係を悪化させるおそれがあるもの
- (34) 謝罪、釈明等に関するもの
- (35) 養子縁組に関するもの
- (36) 人の行方の捜査に関するもの
- (37) 調査、探偵等に関するもの
- (38) 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- (39) 人の募集又は解雇に関するもの（人材確保対策に関する市の政策・施策方針に合致する業種のうち、労働基準法等を遵守しているもの、人の募集に見せかけて売春等の勧誘やあつ旋の疑いのないもの、又は人の募集に見せかけて商品・材料及び機材の売り付け又は資金集めを目的としていないものを除く）
- (40) 連鎖販売取引（特定商品取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売取引をいう。）、業務提供誘引販売取引(同法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。)又はこれらに類似する取引に関するもの
- (41) 前払式割賦販売（割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 11 条に規定する前払式割賦販売をいう。）等に関するもの（経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。）
- (42) 暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団を排除する活動に異論を唱えるもの
- (43) インターネット異性紹介事業（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業をいう。）又はこれらに類似する事業に関するもの
- (44) 世論が大きく分かれている事項に関するもの
- (45) 結婚相談所又は交際紹介業に関するもの（一般社団法人日本結婚相手紹介サービス協議会に加盟しており、広告にその旨を明確に表示しているものを除く）

第 3 条 広告が次に掲げる業種又は事業者に係るものであるときは、当該広告が前条の広告掲載の対象としてはならない広告でないものであっても、当該広告を広告掲載の対象としてはならない。広告掲載中において、当該広告がこれらの業種又は事業者に係るもののいずれかに該当するに至った場合も、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定するもの又はこ

れに類似するものに係る業種又は事業者

- (3) たばこに係る業種又は事業者
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る業種又は事業者
- (5) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続中の事業者
- (7) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- (8) 岡崎市暴力団排除条例（平成 23 年岡崎市条例第 31 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者又は役員に暴力団関係者がいる事業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でない業種又は事業者

第 4 条 この基準に定めるもののほか、広告の内容等に関し個別の基準が必要な場合は、広告を掲載しようとする広告媒体を管理する部長が別に定める。

# 記 載 例 等

公募貸付参加申込書兼誓約書 .....	16
「市税等納税証明」申請書記載例 .....	17
岡崎市に納税義務がないことの申出書 .....	18
役員名簿 .....	19
委任状 .....	20
見積書 .....	21
公有財産有償貸付契約書（案） .....	22

## 公募貸付参加申込書兼誓約書

私は、市有地屋外広告物設置用地の公募において、参加資格、条件、内容等を確認のうえ参加を申し込むとともに、下記事項について誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関し貴市が行う一切の措置について異議、苦情の申し立てを行いません。

また、事前審査を行うに当たって、貴市が警察に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 契約を締結する能力を有しており、破産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 市税等の滞納はありません。
- 3 役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行うものではありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 岡 崎 市 長

所在地	〇〇市〇〇町〇〇1番地
商号又は名称	〇〇株式会社
代表者役職・氏名	<u>財産太郎</u>
担当者名	( 行政 次郎 )
連絡先	( 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇 )



令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 岡崎市に納税義務がないことの申出書

次の岡崎市税について納税義務はありません。

- ・市税のうち申請者に納税義務のある全税目

(宛先) 岡 崎 市 長

### 法人事業者

所 在 地 〇〇市〇〇町〇〇1番地

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者役職・氏名 代表取締役 財産 太郎

担 当 者 名 行政 次郎

役員名簿



法人名           ○○○○○          

1	フリガナ	○○○○ ○○○○	性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名	○○○ ○○○	男	○○年 ○○月 ○○日生			
	住所	○○県○○市○○町字○○○○番地○○		役職	代表取締役		
2	フリガナ	△△△△ △△△	性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名	△△△ △△△	男	△△年 △△月 △△日生			
	住所	△△県△△市△△町字△△△番地△△		役職	取締役		
3	フリガナ	□□□ □□□	性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名	□□ □□□	女	□□年 □□月 □□日生			
	住所	□□県□□市□□町字□□□□番地□□		役職	監査役		
4	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年 月 日生			
	住所			役職			
5	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年 月 日生			
	住所			役職			
6	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年 月 日生			
	住所			役職			
7	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年 月 日生			
	住所			役職			
8	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年 月 日生			
	住所			役職			
9	フリガナ		性別	明治	大正	昭和	平成
	氏名			年 月 日生			
	住所			役職			

※現在事項全部証明書に記載の役員を全員記載してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 委 任 状

私は、都合により **岡崎 一男** を代理人と定め、市有地屋外広告物設置用地の公募に関する一切の権限を委任します。

(宛先) 岡 崎 市 長

委任者	所在地	<u>〇〇市〇〇町〇〇1番地</u>
	商号又は名称	<u>〇〇株式会社</u>
	代表者役職・氏名	<u>代表取締役 財産 太郎</u> 印
	担当者名	( )
	連絡先	( 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 )
受任者	住所又は所在地	<u>□□市□□町□□2番地2</u>
	氏名又は名称	
	及び代表者氏名	<u>岡崎 一男</u> 印
	担当者名	( )
	連絡先	( 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 )

※委任者は実印を使用してください。  
 ※委任者の印鑑登録証明書を併せて提出してください。

## 見 積 書

(宛先) 岡 崎 市 長

(参加者) 住所又は所在地 **〇〇市〇〇町〇〇1番地**  
 氏名又は名称 **〇〇株式会社**  
 及び代表者氏名 **財産太郎**  
 担当者名 ( **行政次郎** )  
 連絡先 ( 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 )

(代理人) 住所又は所在地 **□□市□□町□□2番地2**  
 氏名又は名称 **岡崎一男**  
 担当者名 ( )  
 連絡先 ( 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 )

下記のとおり見積りします。

例：表示面積 20 m<sup>2</sup>の屋外広告物を設置しようとする場合 48,000 円  
 (2,400 円/m<sup>2</sup>×20 m<sup>2</sup>) 以上の金額を記載する必要があります。

記

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	0	0	0	0	0
1 m <sup>2</sup> あたりの単価					¥	5	0	0	0

ただし、次の物件の年間貸付価格

物件番号	物件の表示	表示面積
1	岡崎市鴨田町字荒子6番1外2筆の内	<b>20 m<sup>2</sup></b>

実際に設置する屋外広告物の表示面積は、見積書記載面積より下回  
 ることは可能ですが、上回ることはできません。

- (注) 1 住所(所在地)及び氏名(名称等)は現在事項全部証明書のとおり記載してください。  
 2 金額の数字は算用数字を用い頭に「金」又は「¥」を記入してください。  
 3 代理人名義で見積書を提出される場合は、参加者の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載し、代理人の印のみを押印してください。  
 4 一度提出した見積書の変更又は取消しはできません。  
 5 表示面積 1 m<sup>2</sup>あたり、2,400 円未満の金額の見積書は無効となります。

## 公有財産有償貸付契約書（案）

公有財産の賃貸借について、貸付人 岡崎市 を甲とし、借受人 ○○○○ を乙とし、次の条項により契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、次に掲げる土地を乙に賃貸する。

所 在			地 目	地積(m <sup>2</sup> )	広告表示面の規模
町	字	地 番			
鴨田	荒子	6 番 1 外 2 筆の内	雑種地	○○ ○○	○m(縦)×○m(横)×○ 面=○m <sup>2</sup>

（使用目的）

第2条 乙は、上記貸付物件を屋外広告物設置用地として使用しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、年額○○○○円とする。

（貸付料の納付）

第5条 乙は、前条に規定する貸付料を甲が発する納入通知書により、甲の定める納期限までに納付しなければならない。

（遅延損害金）

第6条 乙は、前条の納入通知書に記載された納期限までに貸付料を納付しなかったときは、納付すべき貸付料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該貸付料の債務が発生した時点における、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条に規定する率で計算した金額に相当する額の遅延損害金を納付しなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（貸付物件の一部滅失）

第7条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合には、滅失又は損傷した部分に係る貸付料相当額として甲乙協議して定めた金額を減額する。

（使用上の制限）

第8条 乙は、貸付物件上に建築物又は工作物を建設する等貸付物件の原状を変更（軽微な変更を除く。）してはならない。ただし、事前に原状変更しようとする理由及び当該原状変更等の計画を書面により申請し、貸付人の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項の規定する甲の承認は、書面によるものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第9条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又は貸付物件に関する権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、屋外広告物の掲出に係りやむを得ない理由がある場合は、甲の承認を受けなければならない。

（物件保全義務等）

第10条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件を維持保全、火災予防等に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の

責めを負うものとし、甲が、乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、乙に求償するものとする。

3 第1項の規定により支出する費用は、全て乙の負担とし、甲に対し、その償還等の請求をすることができない。

(実施調査等)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地にて調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(1) 定められた納期限までに貸付料の納付がないとき。

(2) 第8条第1項、第9条又は前条第1項に規定する義務に違反したとき。

(3) その他甲が必要と認めるとき。

(解約)

第12条 乙は、第3条に定める貸付期間にかかわらず、この契約を解約する旨を、貸付物件返還希望日(以下「返還希望日」という。)の3か月前までに、甲所定の返還届を甲に通知し、次条第1項で規定する義務を履行することにより、この契約を解約することができる。なお、この契約で規定する期間は、民法(明治29年法律第89号)第143条に規定される期間とする。

2 甲は、第3条に定める貸付期間にかかわらず、この契約を解約する旨を、乙に書面により通告することにより、この契約を解約することができる。

3 甲は、前項の規定によりこの契約を解約する場合は、解約日の3か月前までに、乙に通告するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 乙が、この契約に定める義務に違反したとき。

(2) 乙又は乙の役員等が、岡崎市暴力団排除条例(平成23年12月21日岡崎市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者であることが判明したとき。

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の5第4項の規定により、貸付物件を公共用または公用に供するための必要が生じたとき。

(貸付物件の返還等)

第13条 乙は、第3条に規定する貸付期間が満了するとき又は前条の規定によりこの契約が解約となるときは、貸付物件を原状に回復し、甲の検査及び承認を得たうえで、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

2 甲は、乙から解約の通知があった場合、返還希望日以後、概ね1週間以内に当該貸付物件の検査を行い、その結果に基づき解約日を乙に通知するものとする。

3 乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに返還しないときは、その期日の翌日から起算した遅延期間の日数に応じた貸付料に相当する金額を、使用損害金として甲に支払わなければならない。

(貸付料の還付等)

第14条 貸付期間途中での解約における前納分貸付料は、乙が返還届を提出した場合のみ未経過期間分を還付するものとする。ただし、貸付料の未納分がある場合、これに充当した後還付するものとする。

2 年途中での解約により発生した、1年未満の還付額又は貸付料不足額は、年額を日割計算した額とする。

(違約金)

第15条 乙は、第3条に規定する貸付期間中に、第2条、第8条、第9条及び第11条に規定する義務に違反した場合には、貸付料年額の10パーセントに相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、次条に規定する損害賠償額の予定額又はその一部としない。  
(損害賠償等)

第 16 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第 17 条 乙は、第 3 条に規定する貸付期間の満了又は第 12 条の規定によりこの契約が解約となった場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第 18 条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務)

第 19 条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

(屋外広告物の掲出等)

第 20 条 乙は、屋外広告物を掲出又は掲出内容を変更するときは、屋外広告物の板面ごとに掲出内容及び使用等が確認できるものを書面で甲へ申請し、承認を得るものとする。

(補則)

第 21 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定める。

(合意管轄裁判所)

第 22 条 この契約に関する訴えの管轄は、岡崎市を管轄する区域とする名古屋地方裁判所岡崎支部とする。

上記契約の締結を証するため、この証書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲（貸付人）

岡崎市十王町二丁目 9 番地

岡 崎 市

代表者 岡崎市長 内田 康宏

乙（借受人）

住 所.....

氏 名.....

# 物 件 概 要

○岡崎市鴨田町字荒子 6 番 1 外 2 筆の内

物件番号	所在	現況地目	地積	都市計画区域
1	鴨田町字荒子6番1外2筆の内	雑種地	107.69㎡の内	準工業地域



**備考**

- ・本物件の北側隣接地より屋外広告物が掲出されています。北側隣接地より掲出されている屋外広告物の支障のないように屋外広告物を設置してください。
- ・本物件は駐車場用地として使用することがあるため、南側道路から本物件への進入口へは屋外広告物を設置することができません。また、設置可能場所としては、なるべく駐車場利用の支障のないよう敷地外周への設置のみ可能といたします。
- ・寸法については「参考図」を参照してください。

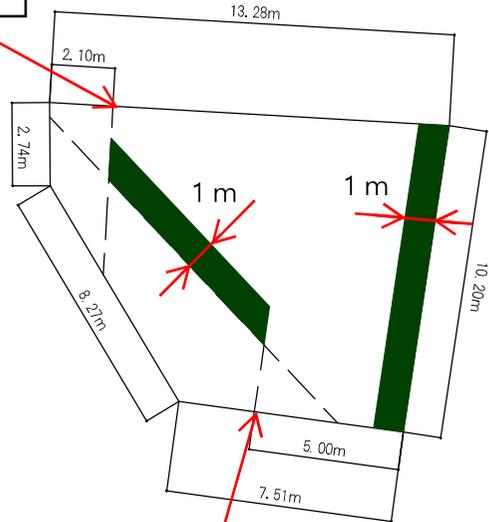
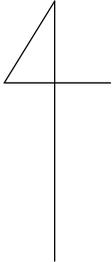
物件番号  
1

※ 対象地には現在の借受者による看板が設置されておりますので、設置前の写真を使用しております。



隣接地の塀より西側へは設置できません  
(北側隣接者の車両出入りの際に視認性を妨げないようにするため)

参考図



※寸法はおおよその目安です。  
物件北側の塀沿いについては、隣接者の日照を考慮し掲出不可としています。  
屋外広告物の掲出する際には北側隣接者の日照について留意してください。

 掲出可能範囲

ガードレールが途切れた場所から東側は設置できません。  
(駐車場として利用することがあり出入口確保のため)

## 必要書類チェックシート

### 公募参加提出書類

	書 類 名	部 数	チェック
1	公募貸付参加申込書兼誓約書【記載例 P16】	1 部	
2	見積書【記載例 P21】	1 部	

### 審査提出書類

	書 類 名	部 数	チェック
1	登記事項証明書（法人の現在事項証明又は履歴事項証明）	1 部	
2	役員名簿【記載例 P19】	1 部	
3	市税等納税証明書（滞納がないことの証明書） 【申請書記載例 P17】 ・岡崎市内に事業所を有しない場合は、「岡崎市に納税義務がないこと の申出書」【記載例 P18】	1 部	
4	委任状【記載例 P20】及び委任者の印鑑登録証明書 （代理を立てる場合に必要）	1 部	

※証明書については、市役所・法務局等で交付されたものを提出してください。

# 岡 崎 市

〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地

問合せ先 財務部行政経営課財産管理係

電話<0564>23-6869

FAX<0564>23-6548

岡崎市ホームページ <http://www.city.okazaki.lg.jp/>

Eメール [gyosei@city.okazaki.lg.jp](mailto:gyosei@city.okazaki.lg.jp)